

## 5. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程

### Regulation of Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences

令和5年3月14日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 修士課程及び前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2 博士課程及び後期3年の博士課程は、医学、歯学及び薬学の領域において、創造的研究活動を行う上で必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた人材を養成し、もって医学・歯学・薬学の進歩及び人類の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科を担当する教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学系)

第6条 研究科に、研究科の円滑な運営を図るため、学系を置く。

2 学系に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第7条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどる。

(副研究科長)

第8条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

3 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第9条 研究科の専攻に、必要に応じて専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

3 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第10条 研究科の各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する事項を整理する。

3 学系長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 研究科に、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第12条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(指導教員)

第14条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 各課程における指導教員については、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第15条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

ただし、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 授業科目の履修方法及び研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第17条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

(成績評価基準の明示等)

第17条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第18条 履修科目の単位修得の認定は、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らし、担当教員等が行うものとする。

第19条 削除

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

四 講義及び演習を併用する場合は、15時間の授業をもって1単位とする。

五 演習及び実習を併用する場合は、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適当と認めるときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第21条 他大学の大学院(外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。))を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第22条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

第23条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(進学)

第24条 本学の大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了して、引き続き博士課程及び博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可するものとする。

(転入学)

第24条の2 他の大学の大学院に在籍している者等(大学院学則第24条第1項に規定する者に限る。)で研究科へ転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

(転研究科等)

第25条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

2 研究科の学生(博士後期課程を除く)で、他の専攻に転専攻することを志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

(在学期間の通算)

第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(修了要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究科の行う研究基礎力審査、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う研究基礎力審査、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第28条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位)

第29条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、岡山大学学位規則(平成16年岡大規則第1号)の定めるところによる。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、修士課程においては医科学、公衆衛生学、歯科学又は学術とし、博士前期課程においては薬科学とする。

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、博士課程においては医学、歯学、薬学又は学術とし、博

士後期課程においては薬科学又は学術とする。

(科目等履修生)

第30条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(研究生)

第32条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、研究科の研究及び設備に支障がない限り、研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第33条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき特別研究学生として受け入れることができる。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前の入学者については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 修士課程課程表

授 業 科 目	単位数
医歯科学概論	2
生命倫理学	1
人体構造学	2
人体生理学	2
生化学	2
病理病態学	2
総合薬理学	2
生体材料学	2
社会医歯科学	2
臨床医歯科学概論	2
人体解剖学実習	1
医科学実習Ⅰ	4
医科学実習Ⅱ	4
歯科学実習Ⅰ	4
歯科学実習Ⅱ	4
分子医科学演習	2
生体防御医学演習	2
再生医療学演習	2
細胞組織工学演習	2
臨床治験学演習	2
医療情報学演習	2
脳神経科学演習	2
病態機構学演習	2
口腔機能再建学演習	2
口腔病態学演習	2
口腔健康発育学演習	2
公衆衛生学概論	2
研究方法概論	2
疫学基礎論	2
疫学応用論	2
生物統計学基礎論	2
疫学統計分析・演習Ⅰ	2
疫学統計分析・演習Ⅱ	2
環境・産業保健論	2
社会疫学特論	2
医療政策論	2
論文の批判的吟味Ⅰ	2
論文の批判的吟味Ⅱ	2
予防医学	2
食中毒調査方法論	2
質的研究方法論	2
公衆衛生学研究演習Ⅰ	4
公衆衛生学研究演習Ⅱ	4
グローバル・プレゼンテーション1	1
グローバル・プレゼンテーション2	1

## 履修方法：

指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

## 別表第2 博士課程課程表

## 専攻共通科目

授 業 科 目	単位数
研究方法論基礎	4
研究方法論基礎	3
研究方法論基礎	2
研究方法論基礎	1
研究方法論応用	4
研究方法論応用	3
研究方法論応用	2
医療倫理と法律的・社会的問題	0.5
医療対話学（コミュニケーションスキル）	0.5
医療データサイエンス	2
疫学	2
がん微小環境学 基礎	2
悪性腫瘍の管理と治療	1
がんチーム医療実習	0.5
医療情報学	0.5
最先端薬学研究概論	2

## 専門科目 1

授 業 科 目	単位数
統計パッケージ演習	2
脳卒中特論	2
心筋梗塞特論	2
メタボリックシンドローム・肥満症特論	2
アンチエイジング特論	2
臨床老年医学特論	2
がん微小環境治療学	2
がんのベーシックサイエンス・臨床薬理学	1
がんの病理診断・放射線診断学	0.5
臓器別がん治療各論	2
がん緩和治療	0.5
アカデミック GP 養成統合科目	2
G L O C A L 感染症特論	2
G L O C A L 質的研究方法論	2
臨床研究・予防医学実践論	2
統計学理論	2
社会疫学	2
メディカルデータサイエンスイノベーター養成科目	2
医学A I 概論	2
医学A I 応用特論 1	2
医学A I 応用特論 2	2
医学A I セミナー	2
グローバル医学教育実習	1
臨床腫瘍学実習 I	8
臨床腫瘍学実習 II	8
歯科臨床専門医プラクティカムA	2
歯科臨床専門医プラクティカムB	2
最新歯科医学各論	2
臨床研究デザインワークショップ（演習）	2
イノベティブ・デンティストリー特論	2
口腔ケア・摂食嚥下機能評価・栄養学特論	2
グローバル歯学教育実習	1
毒性学特論	2
疾患薬理制御科学特論	2

健康情報科学特論	2
薬効解析学特論	2
臨床薬物動態学特論	2
炎症薬物学特論	2
国際感染症制御学特論	2
臨床病態診断学特論	2
救急災害薬学特論	2
衛生微生物化学特論	2
構造生物薬学特論	2
精密有機合成化学特論	2
臨床薬理学特論	2
創薬有機化学特論	2
天然物化学特論	2
合成医薬品開発学特論	2
生体機能分析学特論	2
生体膜生理化学特論	2
膜輸送分子生物学特論	2
薬物動態制御学特論	2
分子生物学特論	2
生体物理化学特論	2
最先端薬学研究実習	2
医歯薬学プレゼンテーション・プラクティス	2
課題研究	4
グローバル・プレゼンテーション1	1
グローバル・プレゼンテーション2	1

専門科目 2

授業科目群	授業科目	単位数	
		実習	演習
医学実習	細胞組織学	8	4
医学演習	人体構成学	8	4
	脳神経機構学	8	4
	細胞生理学	8	4
	システム生理学	8	4
	生化学	8	4
	分子医化学	8	4
	薬理学	8	4
	病理学（免疫病理）	8	4
	病理学（腫瘍病理）	8	4
	病原細菌学	8	4
	病原ウイルス学	8	4
	疫学・衛生学	8	4
	公衆衛生学	8	4
	免疫学	8	4
	法医学	8	4
	分子腫瘍学	8	4
	腫瘍微小環境学	8	4
	細胞生物学	8	4
	組織機能修復学	8	4
	消化器・肝臓内科学	8	4
	血液・腫瘍・呼吸器内科学	8	4
	腎・免疫・内分泌代謝内科学	8	4
	精神神経病態学	8	4
	小児医科学	8	4
	小児医科学（発達神経病態学）	8	4
	消化器外科学	8	4
	呼吸器・乳腺内分泌外科学	8	4

	整形外科	8	4
	皮膚科学	8	4
	泌尿器病態学	8	4
	眼科学	8	4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	8	4
	放射線医学	8	4
	産科・婦人科学	8	4
	麻酔・蘇生学	8	4
	脳神経外科学	8	4
	総合内科学	8	4
	循環器内科学	8	4
	心臓血管外科学	8	4
	脳神経内科学	8	4
	救命救急・災害医学	8	4
	形成再建外科学	8	4
	老年医学	8	4
	臨床遺伝子医療学	8	4
	臨床薬理学	8	4
歯学実習	口腔形態学	8	4
歯学演習	口腔機能解剖学	8	4
	口腔生理学	8	4
	口腔生化学	8	4
	口腔病理学	8	4
	口腔微生物学	8	4
	歯科薬理学	8	4
	生体材料学	8	4
	応用情報歯学	8	4
	歯科保存修復学	8	4
	歯周病態学	8	4
	インプラント再生補綴学	8	4
	咬合・有床義歯補綴学	8	4
	歯科矯正学	8	4
	顎口腔再建外科学	8	4
	口腔顎顔面外科学	8	4
	歯科放射線学	8	4
	予防歯科学	8	4
	小児歯科学	8	4
	歯科麻酔・特別支援歯学	8	4
	総合歯科学	8	4
薬学実習	毒性学	8	4
薬学演習	疾患薬理制御科学	8	4
	健康情報科学	8	4
	薬効解析学	8	4
	臨床薬物動態学	8	4
	炎症薬物学	8	4
	国際感染症制御学	8	4
	臨床病態診断学	8	4
	救急災害薬学	8	4
	衛生微生物化学	8	4
	構造生物薬学	8	4
	精密有機合成化学	8	4
	臨床薬理学	8	4

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め 30 単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。